

人類が四大文明を発祥させた古代、夫々の地域においては、エジプトの「ファラオ」に代表される強大な権力者が、王として君臨・統治していました。

その後、人類文明の進化に伴い、ギリシャの都市国家を経て、ローマが共和制から帝政へ移行した段階で、専制王制（帝政）が確立しました。

専制王によるこの統治体制は、勢力圏の拡大と縮小に応じて、ローマ帝国・蒙古帝国・オスマン帝国・ロシア帝国・大英帝国等の専制帝国を、アジアからヨーロッパまでの広域において出現させました。また、これらの帝国周辺では、小規模な専制国家が群立し興亡を繰り返していました。

この専制統治体制の下では、国王や地方貴族領主以外の一般国民の権利が著しく制限されていたのです。

国民の権利が制限された社会は、例えば、キリスト教が広く行き渡っていたヨーロッパ地域において、強力な権威を背景としたローマ教皇による思想抑圧とも相俟^{あいま}つて閉塞的にならざるを得ませんでした。このヨーロッパ地域に蔓延^{まんえん}していた閉塞感を打破したのが、十四世紀からヨーロッパの各地に勃興^{はつこう}したルネサンス（復興再生）運動だったのです。

このルネサンス運動は、一般国民の間に「人間性」を取り戻す考え方を萌芽^{ほうが}させて啓蒙し、特に、宗教に対する考えに大きく影響しました。

それまで、宗教的な絶対権力によって、「人間性」を抑圧していたローマ教皇に対して、ルター等が宗教改革を推進します。

宗教改革は、ローマ教皇の権力を低下させましたが、この教皇の権力低下によって、それまで教皇に対して抑制されていた専制国王の王権が強大になったのです。その結果、イギリス、フランス、ロシア、プロシヤ、オーストリア等で中央集権体制の絶対君主国家が成立したのです。

絶対君主は、全ての権力を掌握したので、国王の思惑次第で領土拡大を目的とした戦争を仕掛けることが容易になり、ヨーロッパ各地で領土争奪や王位継承に端を發した争いが増大していきました。

一方、宗教改革によるローマ教皇の思想的な呪縛^{じゆばく}からの開放は、こうした絶対君主に自信を与え勢力拡大を可能にしただけでなく、一般国民にとっても「聖

書」の枠に囚われない考え方を可能にしました。

一般国民の知識に対する飽くなき欲望は、ルネサンス期に発明された活版印刷が量産する文書を通して、飛躍的に満たされていきました。

専制君主の下で抑圧されていた一般国民の間に、印刷物を通して「人間性」を見直す機運が新たな思想として拡散浸透したのです。この現象は、それまで王侯貴族の独占物であった教育の領域を、一般国民にも開放することに繋がりました。

人間の一生に限りがあるために、それまでの閉塞社会の中では世代を継いでさえも実現できなかった、「人間性」に目覚めること、即ち、「人間としての自由と権利」を享受する重要性が、印刷物を通じた教育によって理解され広まったと云えます。

これは、人類文明の一大進化でした。

何故なら、絶対君主の圧政の下での、こつした一般国民の「人間性」の目覚めは、単なる願望に留まらず、ルネサンス運動が拡大したヨーロッパ地域で、実際の行動を呼び起こしたからなのです。

絶対王政下にあったイギリスで最初の行動が起こりました。

一六四一年から始まった一般国民主導の「清教徒革命」によって、国王大権が縮小されたのに続き、一六八八年から翌八九年にかけて起こった「名誉革命」によって、「権利の章典」を国王に認めさせたのです。

この「権利の章典」によって、イギリス国王と国民との間における権限が明確に区分されました。

「君臨すれども統治せず」とする「権利の章典」の精神は、立憲君主制の議会制民主主義体制の原点になりました。

現在、立憲君主制を選択している三八ヶ国は、このイギリス型の議会制民主主義をモデルに成立していると云えます。

世襲君主（国王等）の権限を制限したうえで、行政・立法・司法における「国民主権」を保障した制度は、法治国家における「法の下での権利」を国民に保障した政治体制なのです。

一方、十七世紀にヨーロッパ大陸からの入植が始まった北米大陸では、一七七六年、アメリカ合衆国が大英帝国（イギリス）から独立します。

独立に際して、アメリカ合衆国は、行政・立法・司法の三権が分立した大統領制（共和制）を確立したのです。

これは、世襲君主が存在しない国家における「国民の自由と権利」を保障した新たな政治体制となりました。

アメリカ合衆国の独立は、ブルボン王朝の絶対王政下にあったフランス国民の「自由と権利」を獲得する行動の後押しをします。

こうして、アメリカ合衆国の独立から十三年後の一七八九年、「フランス革命」が生起したのです。

「自由・平等・博愛」を旗印にしたこの革命は、その後の^{うつよきよくせつ}紆余曲折を経て、議院内閣制を併用したフランス型の大統領制（共和制）を確立しました。

アメリカ合衆国型、フランス型のいずれの共和制も、国民が選出した元首（大統領）が統治する下で、議会制民主主義体制を堅持しており、法治国家における「法の下での権利」を国民に保障した政治体制なのです。

現存する共和制民主主義体制の一三三ヶ国は、このアメリカ合衆国型、又は、フランス型の大統領制をモデルに成立していると云えます。

以上のように、歴史を政治体制に^{ひるがえ}絞って見ますと、イギリスの「清教徒革命」から「名誉革命」で確立されたもの、アメリカ合衆国の独立やフランス革命を経て確立されたものとは、絶対権力者から勝ち取った「国民主権」だったことが明らかになります。

これは、その後、法治国家における「法の下での権利」を国民に保障する、議会制民主主義の政治体制へと成熟していきました。

国家が国民に対して、「法の下での権利」を保障する政治体制は、取りも直さず、「人が人として生きる」うえで必要とする権利を、公平に分配する社会制度だと云えます。

この「法の下での権利」を保障した「議会制民主主義」の体制こそが

『 人類が積み重ねてきた文明の中で、少しずつ進化させてきた政治体制の「大きなうねり」が運んだ結実 』

だと断定できるのです。

従って、

現代世界の独立国家一九三ヶ国（北朝鮮は除外）の約八九%を占める一七ヶ国が、

『 共和制又は立憲君主制の下で、「議会制民主主義」の政治体制を選択している 』

現実には、歴史の必然的な流れに沿っているのだと、理解できるのです。

では、

残り十一%を占める二三ヶ国の政治体制の実態はどのようなのでしょうか。次に考察します。